

## 豊岡市障害者福祉計画策定にあたって

### 第1節 計画策定の趣旨

本市では、2017年3月に「豊岡市障害者計画」（2017～2020年度）を、2018年2月に「第5期豊岡市障害福祉計画」、「第1期豊岡市障害児福祉計画」（2018～2020年度）を策定し障害者施策や事業を進め、障害者福祉の向上に努めてきました。一方で、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の課題は依然としてあり、引き続きニーズに合った施策を着実に推進していく必要があります。

各計画は2020年度末で終了するため、本市における障害者等の状況等を踏まえながら「障害者計画」及び「第6期障害福祉計画」、「第2期障害児福祉計画」を新たに策定します。

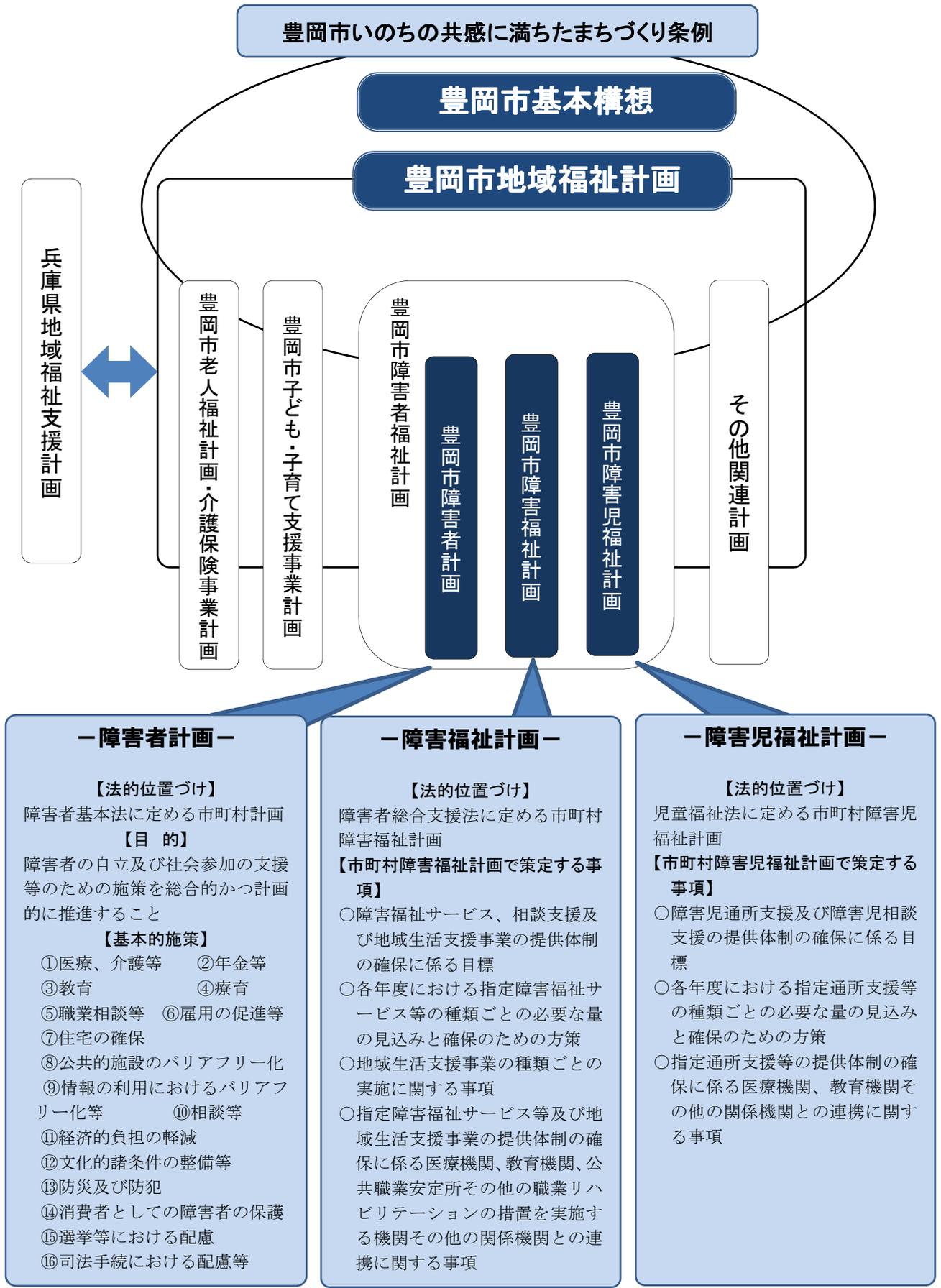
なお、「豊岡市障害者福祉計画」は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく「障害者計画」及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく「障害児福祉計画」をあわせたものです。

### 第2節 計画の位置づけ

障害者福祉計画は、今後の豊岡市における障害者施策の指針となります。

本計画は、「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」の理念のもと、「豊岡市基本構想」や「豊岡市地域福祉計画」を上位計画として、個別計画である「豊岡市老人福祉計画・介護保険事業計画」、「豊岡市子ども・子育て支援事業計画」及びその他関連計画との整合性を図りながら推進します。

# 豊岡市障害者福祉計画 位置づけ



### 第3節 計画の期間

障害者計画は、2021年度から2026年度の6年間を計画期間とします。

また、第6期障害福祉計画と第2期障害児福祉計画は、2021年度から2023年度の3年間を計画期間とします。

なお、計画期間内であっても必要に応じて計画を見直すこととします。

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
障害者計画	2017～2020年度				2021～2026年度					
障害福祉計画	2015～2017年度 (第4期)	2018～2020年度 (第5期)			2021～2023年度 (第6期)			2024～2026年度 (第7期)		
障害児福祉計画		2018～2020年度 (第1期)			2021～2023年度 (第2期)			2024～2026年度 (第3期)		

### 第4節 計画の策定体制

#### 1. 障害者福祉計画策定・推進委員会の設置

計画策定にあたっては、障害者団体の代表者、地域団体の代表者、福祉・医療関係者、学識経験者、公募市民、関係行政職員など17人で構成された豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会を設置し、計画内容などについて検討しました。

#### 2. 障害者・児へのアンケート調査の実施

障害者手帳をお持ちの方などから、生活状況や障害福祉サービスの利用状況・意向などを伺い、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

#### 3. グループインタビューの実施

障害児・者の福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、当事者及び家族、支援者等が感じている課題や意見などを直接聞き、計画への住民参画のひとつとして実施しました。

#### 4. 障害者自立支援協議会の意見聴取

#### 5. パブリックコメントの実施

豊岡市障害者計画（2017～2020 年度）

基本理念

障害のある人もない人も 共に支え合い 自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり  
～寛容と包摂の社会をめざして～

施策の体系

基本目標	基本施策	施策名
① 自己実現できる「まちづくり」	①教育の充実	学校施設・設備の改善、学校教育等の充実、サポートファイルの活用、教職員の資質の向上と校内支援体制の充実、児童・生徒間の交流拡大、放課後等の支援の充実、通学・通園支援の実施、北但広域療育センターにおける相談・支援体制の充実
	②雇用・就労の促進	障害のある人の就労支援施設などの支援、雇用・就労準備の支援、雇用・就労機会の拡充、事業主や職場の理解、各関係機関の連携・ネットワークづくり、職場の定着のための支援の充実、ITの活用支援
	③社会参加・生きがいづくり	地域活動支援センターなどの支援、移動、交通手段の充実、コミュニケーション手段の確保、地域活動への参加促進、障害者団体の活動の活性化、スポーツ・文化活動参加への促進
② 人と人が支え合う「まちづくり」	①広報・啓発	計画に関する施策の広報活動、障害のある人の支援者への理解の促進、広報・啓発活動の充実、地域における福祉教育・人権教育の推進、交流活動の促進
	②人材育成・確保	専門的人材の育成・確保、ボランティア活動の育成、地域資源を活用した人材の育成・確保、ボランティア活動の機会の充実
	③ネットワークづくりの推進	障害のある人やその家族同士のネットワークづくりの推進、多様なネットワークづくりの促進、近隣自治体との連携強化
③ 誰もが「まちづくり」でも相談できる	①権利擁護の推進	障害を理由とする差別の解消の推進、権利擁護事業の推進、成年後見制度の利用支援、障害者虐待等の防止
	②相談体制・情報提供の充実	相談支援体制の充実、障害者基幹相談支援センターの機能充実、障害者相談員活動のスキルアップ、情報内容、提供方法の充実、電子媒体を活用した情報提供の実施
	③障害の早期発見・早期対応	早期発見・療育の充実【乳幼児健康診査】、発達障害児に対する相談体制の充実、育児支援、地域療育体制の充実、こども支援センターを中心としたこども支援機関の連携

基本 目標	基本施策	施策名
④ 地域で生活できる「まちづくり」	①保健・医療の充実	効果的な保健・医療サービスの提供、健康、体力づくりの推進、リハビリテーション体制の充実、障害の特性に配慮した保健・医療サービスの充実
	②精神保健施策の推進	理解促進・啓発活動の推進、こころの健康づくりの推進、関係機関との連携、地域移行・地域定着の推進、
	③生活支援の充実	地域生活支援拠点等の整備、重度の障害のある人・障害のある人の高齢化への対応、障害福祉サービス等の利用促進、障害福祉サービスの質の向上、地域生活支援事業の推進、移動、交通手段の充実【(1)-③の再掲】
	④家族等介護者の支援	福祉サービスなどの利用促進、家族等介護者のこころのケア、放課後等の居場所の確保
⑤ 安全で安心して暮らせる「まちづくり」	①福祉のまちづくり	だれにもやさしいまちづくりの推進、障害のある人の意見を聞く場の確保、地域環境のバリアフリー化の推進、交通環境のバリアフリー化の推進、住環境のバリアフリー化などの推進、住まいの確保、情報・サービスのバリアフリー化の推進、観光地における他地域から訪れる人への対応
	②防犯・防災施策の促進	災害時要援護者登録制度の推進・充実、災害時安心ファイルの活用、地域防災計画の推進、防犯体制の整備、防災情報FAXなど防災情報提供の充実、災害時、緊急時の対応の検討、福祉避難場所の充実、地域支援体制の充実

# 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

## 1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

## 2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上

## 3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

### ① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数:R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数:R元年度末の1.6%以上削減

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数:10.6万人～12.3万人に (H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率:3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上 (H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

### ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍  
うち移行支援事業:1.30倍、就労A型:1.26倍、就労B型:1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者:一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所:7割以上(新)

### ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

### ⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

### ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築